

事務局確認物質（4物質）の取扱いについて

1 インジウム及びその化合物

[確認事項]：インジウム化合物の範囲については、健康障害の防止措置が検討されているため、その内容を確認した上で、決定する。

平成 23 年 12 月に取りまとめられた「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」報告書において、「インジウム及びその化合物の製造・取扱いを行う作業については、リスク評価における有害性の評価及びばく露評価の結果を踏まえ、インジウム化合物の吸引性粉じん（金属インジウムの溶解により生じる酸化インジウムの吸入性粉じんを含む。）による健康障害を防止するための措置を講じる必要がある」とされているが、その対象となっているインジウム化合物とは、酸化インジウム、ITO（インジウム・スズ酸化物）、塩化インジウム、インジウムを含有する化合物半導体（リン化インジウム、砒化インジウム、CIGS（銅-インジウム-ガリウム-セレン）等）等とされていることから、これらの物質を対象とすることが適当ではないか。

2 テトラメチルチウラムジスルフィド

[確認事項]：告示に規定すべき箇所について検討する。

当該物質は、農薬として使用されており、ジチオカーバメート系の化合物である。また、当該物質による障害は、皮膚障害であることから、告示中の「農薬その他の薬剤の有効成分 ジチオカーバメート系化合物」の中に規定することが適当ではないか。

3 テレピン油及びロジン

[確認事項]：混合物であるため、告示ではなく、省令（別表第 1 の 2 第 4 号 2 以降）に規定することとなるが、その規定方法について検討する。

「テレピン油」は松脂から得られる植物油であり、「ロジン」は天然樹脂の一つで、松脂の主成分である。

労基則別表第 1 の 2 第 4 号 3 は、「すす、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」を規定しているが、テレピン油は植物性油であり、鉍物油には該当しないため、テレピン油を同号 3 に別途追加して規定することが適当ではないか。また、ロジンについては、同号 3 では同じ天然樹脂である「うるし」が規定されているが、ロジンによる障害は、皮膚障害及び気道・肺障害を追加することが適当とされることから、同号 3 に規定することはできず、ロジンを単独で規定することが適当ではないか。

案：ロジンにさらされる業務による皮膚疾患又は呼吸器疾患